

インターネット時代における 情報通信技術専門家の職能倫理

土屋俊
(千葉大学)

最初にまとめ

- 1980年代の情報倫理(計算機倫理)は、職能倫理の確立が急務だった(専門家がプログラムを書き、運用する)
- 1990年代において、インターネットの普及によって、万人にとっての「計算機倫理+ネットワーク倫理=情報倫理」が話題になった
- 計算機とインターネットのブラックボックス化によって、再び専門家の倫理が問われるようになってきている

1980年代の 情報倫理(=コンピュータエシックス)

- 専門職としての情報専門家の地位の確立
 - プログラムの製作者の製作物に対する権利と責任(ファッション、デザインとの類似)
 - ⇒ 著作権で結着
 - 社会的影響力の自覚(CPSR)—非法定の問題
- IEEE、ACMなどの専門技術者集団の展開
 - 日本の「学会」との違い
 - クローズドショップとの関係(情報の場合は、あるようなないような、、、)

1990年代には日本でも作成

- 情報処理学会
 - IFIPの動向への対応
 - 3部構成
 - 市民としての責任
 - 専門技術者としての責任(専門知識の意味)
 - 管理者としての責任
- 電子情報通信学会
 - 独自の問題意識
 - とくに、電気通信事業者は法律で縛られていることとの関係
- しかし、あまり主体的ではなかった

インターネットの時代へ

- 1993年の北米インターネット元年
- 1996年の日本におけるインターネット元年
- 世紀の変わり目における携帯電話の急速な普及
 - みんな(老若男女)が電子メール(もちろん、携帯で)
 - みんなが「インターネット」サーフィン
 - オンライン予約、オンラインバンキング、オンラインあれ、オンラインこれ、オンラインどれ、オンラインそれ

情報倫理 ⊃ 倫理

- コンテンツへの関心
 - 著作権(複製、頒布の問題へ:産業化されたコンテンツの分野への影響—音楽・映画)
 - ウェブコンテンツの「有害」性(decency、「言論の自由」)
- 物理的、伝統的犯罪との容易な類比
 - 無権限利用(unauthorized)--「侵入」
 - ウィルス
 - Trojan horse – 乗っ取り

この時代における専門家

- 複雑な帰属関係
 - 雇用関係の不安定化
 - ⇒ 容易に、conflict of interestが生ずる
 - 官民関係の複雑化
 - 国家目的が正当化する力をなくしつつある
- 専門的知識への「不信感」が生まれつつある
 - Product liability
 - Informed consent
 - 科学コミュニケーション

だから、倫理が必要

1. 「倫理」とは何か、なぜ「倫理」的思考が必要か
2. 職能倫理としての「情報倫理」
3. 万人の倫理としての「情報倫理」
4. 情報セキュリティと情報倫理
 1. 職能倫理的側面
 2. 万人の倫理としての側面

なぜ倫理？（1）

- 社会には規範と価値が必要である
 - － やってよいこと(権利)とやるべきこと(義務)の区別
 - － 望ましいこと(善)と望ましくないこと(悪)の区別
- 「自然」ではないから、動物とは違うから(あるいは動物として存続するためにか)
- 規範と価値によって、社会の中の個人が可能
 - － 社会の規範と価値が個人の行動を制約(促進)する
- 規範と価値は、社会(時代)によって変化する
- したがって、社会の規範と価値が個人の行動を制約(促進)する方式も変化する

なぜ倫理？（2）

- 宗教：「戒律」「教え」「経典」などによって規範が提示され、それを守る、信じる
- 法律： 権力によって強行、強制される
- 規約： 特定集団における規範（と価値）
- 慣習： 合理的根拠のあるなしにかかわらず習慣となっている
- **かならず制裁が存在**
 - － 宗教： 破門、懺悔、罰
 - － 法律： 刑罰（死刑、懲役・禁固、罰金、、、）
 - － 規約： 「村八分」、除名
 - － 慣習： 除け者、実質的不利益

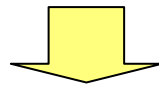
なぜ倫理？（3）

- （これらに対して）倫理とは：
 - － 個人が自分の行動を決定する際に自覚的に参照する基準（他は自覚不要）
 - － それについて説明することが可能であり、必要である（他はそれ自身が説明の根拠）。しかし決定的なものではない
 - － 説明の際、一貫性、整合性、合理性が必要
 - － 適用の外延が不明確
 - － 制裁が不明確（いや、むしろ非存在というべきか）
 - － （たんに近代の産物であるかもしれないが、、、）
 - － そう、これも時代と社会によって変化（人類普遍の倫理はない）

「人を殺してはいけない」

- **宗教的規範**としては、それを信じて従えばよい
- **法律**としては、(刑罰という不利益を避けるために)従えばよい
- **慣習**としては、社会の構成員としてやっていくために従えばよい
- **規約**としては、その社会の構成員としてやっていくために従えばよい。したがって、他の集団の構成員を殺すてよいかどうかは規約による
- しかし、**倫理**としては、説明の必要があり、誰も見ていないところでも従わなければならない

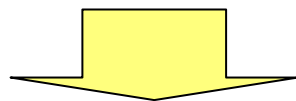
- 現代社会では、適用の対象が不明確になりがち
 - 科学技術の進歩によって外延が不明確になっている(「胎児は人間?」「植物に心がある?」「インターネットは国境を越える」など)
- 現代社会では、説明がそもそも必要
 - 都市的な社会では、異なる背景を持つ人が共同生活
- 現代社会では、規範形成に時間をかけられない。したがって、規範が規範として確立できない
 - 規範・価値は対立するのでトレードオフを前提に決定。慣習や立法はそのトレードオフをキャンセルした結果。しかし、トレードオフを抱えたまま規範としなければならない。



倫理

典型的なトレードオフ

- EUにおける
 - データ・プロテクション
 - データ・リテンション
- 個人情報保護の場合には、一定の情報が漏れないような基準を重視する。個人情報の目的外使用の禁止、一定期間後の破棄
- ネットワーク・セキュリティやその他のセキュリティのためには、通信データを保存して、あとで調べられるようにしておくことが大事



プライバシー保護とネットワークセキュリティの相克

現代においては2つの意味

- 「職業的情報技術者の職能倫理」
 - 専門家として尊重すべき規範と価値(上述の「規約」に近い)
 - 1980年代までの情報倫理＝計算機倫理はみなこれ(計算機を扱う人が限られていた)
 - 専門家とはいっても、法律上の資格ではない
- 万人の倫理としての職能倫理(＝電子社会システムにおける倫理≒消費者教育(?))
 - パソコン、インターネット、携帯電話の普及によって情報科学技術がすべての人の生活に直接影響
 - 激しい変化、予測できない用途

Winnyの場合

- 情報技術者が関与
- 製作と配布が幫助とされる
- その辺の難しい定義は別にして
 - 技術の開発と著作権侵害の可能性とのConflict
 - 開発には、利用が必要(利用されなくて廃れたソフトはたくさん)
 - そもそも技術の後を追うのが法律
 - 遵法の原則と技術の進歩

職能集団の役割

- 倫理規範の作成
- そして、それ以上に規範のメンテナンス
 - 社会の変化
 - 技術がもたらす可能性の変化
 - 組織原理の変化
- それのメンテナンスのコミュニケーション
 - 理解の増進
 - 遵守の強制
 - 逸脱への理解